

今月の経理情報

2008年 2月

今回のテーマ： **最低賃金の基礎知識**

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が労働者に支払われる賃金の最低限度額を定め、最低賃金額を下回る賃金を支払うことを禁じている制度です。仮に最低賃金額を下回る額が労使合意の下で締結されたとしても、それは法律に抵触するため無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職種に関係なく全ての労働者と使用者に適用される「地域別最低賃金」（毎年10月改定。東京 739円、大阪 731円・・・）、特定の産業に従事している労働者と使用者に適用される「産業別最低賃金」（毎年10月から2月の間で改定）の2種類があります。地域別最低賃金と産業別最低賃金の両方が適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。

最低賃金の適用者

最低賃金は、原則、事業所で働く正社員、パートタイマー、嘱託等名称や雇用形態に関係なく全ての労働者と使用者に適用されます。ただし、下記の者については、使用者は都道府県労働局長の許可を得ることを条件に、個別に最低賃金の適用除外を認めています。

- 1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者
- 2) 試用期間中の者
- 3) 都道府県知事が認定を行った職業訓練を受けている者
- 4) 所定労働時間が特に短い者、軽易な業務に従事する者、断続的労働に従事する者

最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金（下記を除く）に限られます。

- 1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 2) 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- 3) 時間外、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- 4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金額以上かどうかの確認方法

実際に支払われている賃金が最低賃金額以上かどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と最低賃金額を支払形態に応じて下記のとおり比較します。

時間給	時間給 最低賃金（時間額）	例）基本給 120,000円、通勤手当 10,000円 年間所定労働日数 250日、1日の所定労働時間 8時間の東京で働く Aさんの場合 （月給額 120,000円×12ヶ月）÷（年間所定労働日数 250日×所定労働時間 8時間） = 720円 < 739円（東京都の最低賃金） 東京都の最低賃金を下回るため違法
日給	日給÷1日の所定労働時間 最低賃金(時間額)	
週給 月給等	賃金額を時間額に換算し、最低賃金（時間額）と比較します	

お見逃しなく！

1. 最低賃金は、外国人労働者にも適用されます。
2. 生活保護受給者との整合性に配慮する等の理由から、近い将来最低賃金法の大きな改正が行われます。主な改正内容は、厚生労働省のホームページで確認できます。